

# 議 事 録

会議名	令和4年度 第2回かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
日時	令和5年1月25日(水) 19:30~20:30	場所	かほく市議会庁舎1階 第1会議室
資料	令和4年度第2回かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会資料		
出席者	会長 釜井 泰廣 委員長 森 優光 委員 山本 要一 委員 高田 充彦 委員 浜田 久	健康福祉部長 中田 肇  〔保険医療課〕 課長 北川 直紀 課長補佐 濱田 行章 課長補佐 花 恵美 係長 谷崎 泉 主事 夏畑 敬之 主事 道下 結衣	欠席者  委員 大野 信子 委員 西谷 恵美 委員 若宮 眞理子 委員 表 守活
議 事 の 経 過			
事務局	<p><b>1. 開 会</b>                      本日はご出席いただき、ありがとうございます。それでは只今より、「令和4年度 第2回 かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開催いたします。                      今回、4人の委員が欠席しておりますが「当協議会規則第3条5項」の規定により、この会議は成立となります。                      それでは初めに、開会のあいさつを中田健康福祉部長が行います。</p>		
中田部長	<p><b>2. 健康福祉部長あいさつ</b>                      お足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。また、日頃より市の国民健康保険事業にご理解頂きありがとうございます。                      国民健康保険の加入者の減少及び医療費の増加により、財政状況が厳しい状況にあります。市としては県の標準税率に合わせていきたいと考えておりますが、市民の皆さまに急激な負担がかからないよう改定案を作成しましたので、審議のほど何卒、よろしくお願いいたします。</p>		
釜井会長	<p><b>3. 会長あいさつ</b>                      前回9月の協議会では、かほく市の国民健康保険の財政状況や保健事業についてご報告がありました。報告では国保加入者数が減少傾向にあることや医療費が増加傾向にあるとの説明があり、そうした状況から、国保の財政運営は非常に厳しい状況であるとの説明がありました。                      今回は、来年度の税率の改定を含め、その他の制度改正について、かほく市長より諮問がありましたので、皆さまのご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願い致します。</p>		
釜井議長	<p><b>4. 議事録署名委員の指名</b>                      議事録署名人の選出ですが、保険医代表の高田委員と、浜田委員にお願いしたいと思います。お二人の委員におかれましては、後日、事務局から議事録が届きますので、ご確認のうえ署名をお願いいたします。                      それでは、議件に入ります。</p>		
事務局	<p><b>5. 議 件</b>                      (1) 国民健康保険税率の改定等について                      (資料1 1ページ~12ページを説明)</p>		
釜井議長	<p>ここまでで何か質問はありませんか。</p>		
高田委員	<p>所得割とは何に対する割合ですか。</p>		
事務局	<p>総所得からさらに43万円差し引いた額が基準所得です。これに税率6.80%を乗じたものが医療費分における所得割となります。その他、加入者数を乗じて賦課される均等割、1世帯ごとに賦課される平等割があります。これらを医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で算定し、その合計が年税額となります。</p>		

高田委員	資料8ページに基準所得額別のデータが掲載されていますが、基準所得が0の世帯は1,516世帯あるということでしょうか。例えば、基礎年金のみ支給されているような世帯であれば、基準所得は0となりますか。
事務局	お見込みのとおりです。かほく市であれば約半数の国保世帯の基準所得が0となっております。
森委員	資料5ページに激変緩和措置で4,900円の軽減措置とありますが、これは確定している予算ですか。また措置は令和5年度で終了とありますが、令和6年度以降に延長されないのでしょうか。
事務局	平成30年度に県が国保財政の主体となりましたが、激変緩和措置とは、これにより平成28年度と比較して国保税額が急激に上昇してしまった市町を対象に国からの補助が出る制度です。そのため、措置期間も制度上、確定しています。延長の見込みもありません。これまで基金からの繰入で市民の皆さまの税負担が重くならないようにしていましたが、基金にも限りがあるため、他の市町同様、県の標準税率に近づけていくしかないという現状です。
釜井議長	資料6ページにありますように一人あたりの保険税額の上昇を15,000円程度から6,000円程度に改定するというということで、かほく市は市民の税負担をできるだけ軽くしようと努力されていると思います。
山本委員	税負担を抑えていますが、令和6年度以降、急激に国保税が上がるのではないかとこの心配もあります。 かほく市では後期高齢者支援金分の割合は他の市町に比べ高いのでしょうか。
事務局	かほく市での後期高齢者支援金分の割合は標準的であると言えます。協会けんぽなど他の保険者も含め、後期高齢者支援金分の割合は全国的に増加傾向にあります。被保険者数で見ても国民健康保険と後期高齢者医療保険は逆転しています。
浜田委員	国保税の算定方法は複雑だと感じました。例えば加入者数が2人で、基準所得が0の世帯はどのくらいの額になりますか。
事務局	基準所得が0であれば所得割はかかりませんので、均等割と平等割で算定されます。さらに世帯の前年の合計所得の合計額が一定基準額以下の世帯については、7割・5割・2割軽減が適用されます。基準所得が0の世帯は7割の軽減が適用されますので、均等割・平等割の算定額から7割分を差し引いたものが実際に賦課されます。
森委員	仮算定廃止はかほく市独自の考えによるものですか。それとも県内で統一していこうという動きがあるのでしょうか。
事務局	全国的に仮算定廃止の傾向が高まっています。石川県内では8つの市町が廃止している状況です。また、仮算定廃止について県内で統一していこうという検討は実際されています。
森委員	各納期の端数処理の基準額を1,000円未満から100円未満へ変更するとありますが、これを行うことで得られるメリットは何ですか。
事務局	資料12ページのとおり、現行の納付月の7月と8月を比較すると、4,000円の差があります。市民にとってはこの差は大きく、実際に「急に保険税が下がった」というお問い合わせがあります。端数処理の基準額を100円未満にすることで、資料にあるとおり差を200円までに抑えることができます。
高田委員	仮算定を廃止した場合、年金天引はどうなりますか。
事務局	年金から保険税を徴収することを特別徴収と言いますが、口座振替・納付書での普通徴収同様、端数処理の基準は100円未満となります。なお、特別徴収では納期月の変更はなく、これまでと同様、4月・6月・8月を仮徴収、10月・12月・2月を本徴収として全6回の徴収とします。
山本委員	なぜ今までは、仮算定が必要だったのでしょうか。
事務局	平成30年度の制度改正で、県から給付費が支出されるようになりました。しかしそれまでは保険者が集めた財源で賄っており、主に5月から7月の給付を行う際の財源として仮算定による保険税徴収を必要としていたという経緯があります。

釜井議長	<p>その他、質問はございますか。質問がなければ、引き続き事務局より説明をお願いします。</p> <p>(2) 令和5年度国民健康保険特別会計予算について</p>
事務局	(資料2 13ページ～15ページを説明)
釜井議長	ここまでで何か質問はありませんか。
高田委員	例年、予算要求をするとそのまま通るものですか。
事務局	市長の裁定の段階で多少の増減が生じることがありますが、急激に変わることはないため、概ね資料のとおりです。
釜井議長	他に質問がなければ次の議件に移ります。
	(3) その他の改正事項について(国の制度改正関係)
事務局	(資料3 15ページ～22ページを説明)
釜井議長	この件につきまして、何か質問はありませんか。
高田委員	資料20ページについて、課税限度額と軽減判定基準を改正した場合、何世帯に影響が出ますか。
事務局	<p>令和4年度においては37世帯が課税限度額を超えており、課税限度額の引き上げによりそこから2万円保険税額が上がります。これにより、全体として60万ほど税収額が増える計算です。</p> <p>また、5割・2割軽減判定基準の引き上げにより、21世帯が新たに軽減に該当することとなります。これにより、全体として100万円ほど市民の税負担が減る計算です。</p>
高田委員	出産育児一時金の拡充や産前産後の保険税減免は国の方針ですか。
事務局	国の方針です。
山本委員	出産育児一時金の年間の支給件数はどの程度ですか。
事務局	国民健康保険だけで言うと、年間約15から20名の支給対象者がいます。
釜井議長	<p>質問がないようなので、本日の議件は以上となります。</p> <p>本日は市長から諮問があった「税率の改定等」について、ご審議いただきありがとうございました。審議いただいた各案については、いろいろなご意見がございましたが、ご承認いただくのことでご異議はございませんでしょうか。</p>
高田委員	市民の税負担をできるだけ軽くしようと工夫していること、他の市町と比較しても税負担が軽いということをもっと周知すべきだと考えます。
釜井議長	<p>ありがとうございます。今ほどのご意見を含め、本日上がった意見につきましては、付帯意見として答申に記載させていただきたいと思っております。</p> <p>他に意見、質問等はありませんか。ないようでしたら承認いただけたということで、その旨を審議会として答申させていただきます。</p> <p>その他、全般にわたって質問事項はありませんか。</p>
山本委員	国の「異次元の少子化対策」の方針に関し、市から要求できそうなことはありませんか。
事務局	現時点ではありませんが、機会があれば積極的に要求したいと考えております。
釜井議長	<p>その他、質問がないようなので、以上で審議を終わります。</p> <p>スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。これで、議事進行を事務局にお返しします。</p>
	<b>6. 閉 会</b>
事務局	これをもちまして「令和4年度 第2回 かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議

会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上のおり相違ないことを確認し、ここに署名します。

議長（運営協議会会長）

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_